

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・群馬県は「地方税に関する事務」を行うために「県税電算総合システム」を使用している。
- ・県税電算総合システムに係る運用管理業務を外部業者に委託しているが、データ管理・個人情報保護を徹底する目的から、契約書に「データ管理に関する実施細目」及び「個人情報取扱特記事項」を定め、情報セキュリティ遵守を義務付けている。
- ・内部による不正利用の防止のため、システム利用者にID及びパスワードを付与し、利用者の特定や追跡調査のための使用記録の保存、利用範囲の限定などの対策を講じている。
- ・外部からの不正アクセス対策に当たっては、県税電算総合システムで管理するファイアウォールによる専用回線内の通信制御、群馬県が管理するファイアウォールによる外部からの厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知等の厳格な不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

群馬県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和5年11月22日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

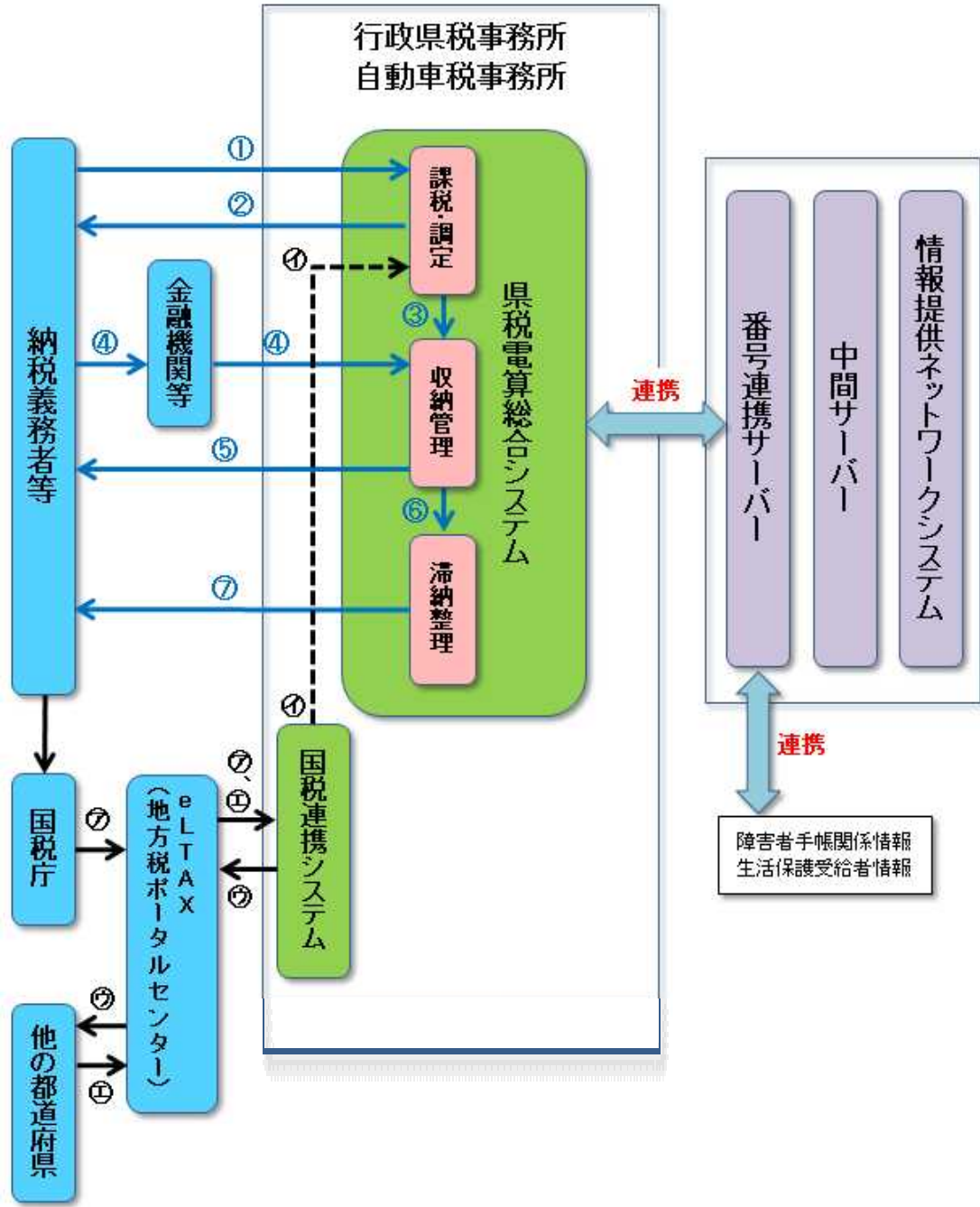
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
②事務の内容 ※	群馬県税の賦課徴収、滞納処分及び課税調査に関する事務であって主務省令で定めるもの ・県税に係る賦課業務(申告・申請・届出等の受理、納税の告知、課税調査及び減免等) ・県税に係る収納管理業務(収納、還付及び充当等) ・県税に係る滞納整理業務(督促状等の送付、滞納処分等) ※ 「(別添1)事務の内容」を参照
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	県税電算総合システム
②システムの機能	・次の群馬県税に係る賦課徴収事務、滞納処分事務及び各種統計作成機能 個人の県民税(均等割及び所得割、配当割、株式等譲渡所得割)、法人の県民税、県民税利子割、個人の事業税、法人の事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税(種別割、環境性能割)、鉱区税 ・納税証明書発行機能 ・税目間での名寄せ処理機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="checkbox"/>] その他 (地方税電子申告システム(eLTAX)、自動車保有関係手続ワンストップサー ビス(OSS)、国税連携システム(eLTAX)、マルチペイメントネットワークシステム(MPN)、自動車税納付確認システム(JNKS)、コンビニ収納サービス)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンター(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンター(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する等の機能がある。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))

システム3	
①システムの名称	番号連携サーバー
②システムの機能	<p>1 団体内統合利用番号管理機能 団体内統合利用番号が未登録の個人について新規に団体内統合利用番号を付番し、中間サーバーに対して符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。</p> <p>2 基本4情報管理機能 基本4情報を団体内統合利用番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3 中間サーバー連携機能(情報照会) 中間サーバーに対して情報照会を要求し、その結果を取得する機能。</p> <p>4 中間サーバー連携機能(情報提供) 特定個人情報の副本を中間サーバーに登録する機能。</p> <p>5 庁内連携機能 情報保有機関内において特定個人情報の照会及び提供を行う機能。</p> <p>6 共通機能・システム管理機能 職員認証によるアクセス制御、アクセスログの取得、保存、管理を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や、各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 (※1)セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供等の際は「個人番号」を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と情報保有機関内で固有の団体内統合利用番号を紐付け、その情報を保管・管理するための機能。</p> <p>2 情報照会側機能 他情報保有機関が保有する特定個人情報を照会するために、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会及び情報提供の受領(照会した情報の受領)を実施するための機能。</p> <p>3 情報提供側機能 他情報保有機関からの情報照会要求を受け、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報を提供するための機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会及び情報提供の内容について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供記録管理機能 特定個人情報の提供の求め又は提供があった旨の情報提供記録を生成し管理するための機能。</p> <p>6 情報提供データベース機能 情報提供データベースを更新・管理するための機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証並びにそれらに伴う鍵管理を行う機能。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバー部分について記載)								
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバー(CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2 群馬県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転 群馬県の他の執行機関又は他の部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5 本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									
3. 特定個人情報ファイル名									
県税電算総合システムデータベース									
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由									
①事務実施上の必要性	的確かつ効率的に賦課徴収、滞納処分及び課税調査を行うため、納税者等から提出される各種申告書等や住民基本台帳ネットワークにより個人番号を取得し、納税者等を正確に把握する必要がある。								
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者を正確に把握することにより、税目間名寄せ処理の精度をさらに向上させることができ、個人ごとの賦課徴収状況をより正確に把握することができる。 ・身体障害者等の理由により、県税の減免を受ける際、納税者に提供を求める身体障害者や所得等の情報を、県が情報提供ネットワークを通じて入手することにより、納税者負担の軽減が期待される。 								
5. 個人番号の利用 ※									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第九条第一項 別表第一 十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第十六条 								

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号 別表第二 二十八の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第二十一条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【事務の手続き】

- ① 納税義務者から申告等を受ける。
- ② 申告情報等をもとに、納税通知書や減免決定通知等を作成し、納税義務者等に送付する。
- ③ 調定情報および通知書発行結果から徴収情報(徴収簿)を作成する。
- ④ 納税義務者等が納付し、金融機関等からの領収済通知書により、収納データの消込を行う。
- ⑤ 過誤納により還付がある場合は、還付通知書を納税義務者等へ送付し、還付を行う。
- ⑥ 徴収情報より納税がされていない場合は、滞納者としてデータ管理する。
- ⑦ 滞納者情報をもとに、督促状、または催告書を発行し滞納整理を行う。

【国税連携システム】

- ㊦ 国税庁から地方税ポータルセンターを通じて、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。
- ㊧ 所得税申告書等データの照会、印刷、ダウンロード等の業務を行う。
- ㊨ 他の都道府県に対して、所得税申告書等データを団体間回送する。
- ㊩ 他の都道府県から団体間回送により、所得税申告書等データを受領し、内容の確認を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税電算総合システムデータベース	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、減免対象者及び課税調査対象者
その必要性	県税の適正・公平な賦課徴収事務を行うためには、必要な範囲で特定個人情報を把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報は、特定個人情報入手時の真正性の確認及び情報提供ネットワークシステムから情報取得するために必要である。 ・連絡先等情報は、本人情報の真正性の確認及び本人への通知・連絡のために必要である。 ・業務関係情報は、県税の賦課徴収業務及び税額の減免を行うために必要な情報である。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月以降
⑥事務担当部署	各行政県税事務所(11事務所)、自動車税事務所、税務課

3. 特定個人情報の入手・使用										
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（障害政策課、国保援護課、健康福祉課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、デジタル庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（全国の都道府県及び市区町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）									
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（LGWAN）									
③入手の時期・頻度	1 本人または本人の代理人から申告等を受ける都度 2 国税、地方税に関する情報の閲覧、記録等が必要な都度 3 国税庁、他の地方公共団体から所得税確定申告書等データの受信がある都度 4 基本4情報、個人番号の確認が必要な都度 5 減免要件の確認が必要な都度									
④入手に係る妥当性	1 申告書の情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人または代理人から提供を受ける。 2・3 国税、地方税に関する情報は、県税の賦課徴収のために、法令に基づき、国税庁または他の地方公共団体から提供を受ける。 4 基本4情報及び個人番号は、真正性の確認のために住民基本台帳ネットワークより取得する。 5 減免情報は、番号法及び条例の規定に基づき、障害福祉関係課から取得する。									
⑤本人への明示	地方税法等において、税務関係書類に特定個人情報の記載を求めることが規定されることにより、特定個人情報を入手することが明示される。 情報提供ネットワークシステムを通じた特定個人情報の入手については、番号法にて明示される。									
⑥使用目的 ※	公平・公正な賦課徴収事務を行うため、個人の特定を正確かつ効率化する必要があり、必要な範囲の特定個人情報を使用する。									
	変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	群馬県の各行政県税事務所、群馬県自動車税事務所及び群馬県総務部税務課								
	使用者数	[100人以上500人未満] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									

⑧使用方法 ※		<p>1 課税に関する業務 申告・申請・届出等により取得した情報を課税調査や県税減免等の課税業務の効率化に活用する。</p> <p>2 収納に関する業務 申告・申請・届出等により取得した情報を収納情報管理等の収納業務の効率化に活用する。</p> <p>3 滞納管理に関する事務 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理等の滞納管理業務を行う。</p> <p>4 名寄せ情報管理に関する業務 課税・収納情報を一括して管理する名寄せ情報の整理業務の効率化に活用する。</p>
	情報の突合 ※	<p>1 課税に関する業務 県税の減免等を行うため、本人等の申告等により取得した情報と県税電算総合システムが保持する情報、庁内関係所属より取得した情報及び情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。</p> <p>2 収納に関する業務 納税者の特定を行うため、本人等の申告等により取得した情報と県税電算総合システムが保持又は情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。</p> <p>3 滞納管理に関する事務 滞納整理を行うために、滞納者情報について、本人等の申告等により取得した情報と県税電算総合システムが保持又は情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。</p> <p>4 名寄せ情報管理に関する業務 課税・収納業務に利用する共通の名寄せ情報の整理業務を効率的に行うため、申告等により得た情報を県税電算総合システムが保持又は情報提供ネットワークシステム等から取得した関連情報と突合する。</p>
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析を行うが、個人が特定できるような統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<p>1 県税の軽減税率適用(狩猟税)</p> <p>2 障害者に対する県税の減免(自動車税(種別割、環境性能割)・個人の事業税)</p> <p>3 生活保護者に対する県税の減免(個人の事業税)</p>
⑨使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 委託しない <small><選択肢></small> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	県税電算総合システム保守運用	
①委託内容	特定個人情報ファイルを含んだ県税電算総合システムの運用管理	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、減免対象者及び課税調査対象者
	その妥当性	県税の賦課徴収に必要な不可欠なシステムを円滑に運用するには、その中に内包される特定個人情報ファイルの管理も全般的に委託することが必要である。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した場合は、群馬県報にて公開する。	

⑥委託先名		株式会社 ジーシーシー(令和2年度における委託先)
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書において、再委託してはならないこと、ただし、あらかじめ県に書面により申請し承諾を得た場合はこの限りではないことを明記する。 再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、以下の条件を付して再委託を承諾する。 ・再委託先にも受託者と同等のセキュリティ対策、個人情報保護、守秘義務を負わせること ・再委託先が個人情報の保護(プライバシーマーク付与相当)または情報セキュリティ(ISMS認証取得相当)に関して外部機関から受けている認証の範囲内に限り再委託すること ・再委託契約の内容を変更する場合には、事前に県と協議すること
	⑨再委託事項	県税電算総合システム保守運用業務の一部
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (1) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	
提供先1	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第十九条第十号	
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収	
③提供する情報	本県及び他の都道府県に事務所、事業所を有する者に係る所得税の申告書等の情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県に国税連携システムにより提供されたが、本県に課税権がない所得税申告者	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンター(eLTAX)→ LGWAN)	
⑦時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。(随時)	
提供先2～5		
提供先6～10		
提供先11～15		
提供先16～20		

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる本人の数		<input type="checkbox"/> [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		
⑥移転方法		<input type="checkbox"/> [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> [] 電子メール <input type="checkbox"/> [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> [] その他 () <input type="checkbox"/> [] 専用線 <input type="checkbox"/> [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> [] 紙
⑦時期・頻度		
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		<県税電算総合システムにおける措置> ・特定個人情報ファイルが保存されるシステムサーバーは、県内データセンターのサーバー室に設置している。 ・サーバー室がある建物は専用の建物で施錠管理を行っている。建物は、ICカードによる入退館管理を行い、かつ警備員も常駐し入館許可が必要である。 ・サーバー室への出入口を限定し、ICカード認証と生体認証による入退室管理を行っている。 ・監視設備として、監視カメラ等を設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	<input type="checkbox"/> [定められていない] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	賦課徴収の対象でなくなるまで、データ保持を行い、賦課徴収の対象でなくなったデータの削除は年1回行う。

<p>③消去方法</p>	<p><県税電算総合システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・システムで保持している申告データ等については、県税電算総合システムに実装しているデータ消去プログラムを利用して、定期的に消去する。・機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊または専用ソフトを利用して完全に消去する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none">・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。
<p>7. 備考</p>	
<p>—</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人番号使用DB(22項目)】

個人番号管理DB

名寄・納税者・障害者コード名寄番号,納税者番号,手帳番号,個人番号,個人・法人区分,団体内統合宛名番号,団体内統合宛名番号取得日,入力税目,本人確認方法,入力県税,入力職員番号,最新更新職員番号,作成年月日,作成理由,更新年月日,更新理由,削除年月日,削除理由,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

【名寄番号使用(2,060項目)】

名寄番号管理DB

特定情報,共有者番号,名寄番号,キ一情報,作成年月日,作成理由コード,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

名寄番号更新DB

名寄漢字氏名住所,名寄番号,キ一情報,作成年月日,作成理由コード,最新マッチ年月日,削除情報,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

名寄情報DB

名寄番号,特定情報,共有者番号,文字表示区分,キ一情報,作成年月日,作成理由コード,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

名寄検索DB

名寄番号,名寄漢字氏名住所,キ一情報,作成年月日,作成理由コード,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

名寄属人管理DB

名寄番号,住所情報,住所コード,市町村コード,予備1,郵便番号,住所,漢字,カナ,宛名情報,組織,組織コード,組織前後コード,氏名,漢字,カナ,データ情報,税目コード,作成年月日,作成理由コード,最新更新日,更新理由コード,削除年月日,削除理由コード,併合先名寄番号,予備,最新更新時間

個人事業税帳票DB

税目コード,県税コード,調定年度,帳票番号,課税区分,特定番号,所得年,課税年度,期別,徴収番号,枝番,予備1,調定,調定年月日,申告区分,申告区分-1,申告区分-2,主たる事業,税率の異なる事業フラグ,減免コード,分割区分,個人申告区分,有失格者区分,不動産等控除額,税額変更,増減理由コード,発生产年月日,開業年月日,廃業年月日,調定情報,調定額,減額情報,減額元調定年度,減額元調定年月日,減額元申告区分,申告区分1,申告区分2,減額対象フラグ,減額元調定額,未過納額,本税,滞納整理票発付フラグ,未過納額,徴収担当者コード,調定・過納内訳,本税,滞納繰越額の減額,滞納繰越額の過納額,過年度の過納額,税額変更情報,課税標準額,年税額,第1期分,第2期分,予備2,住所,郵便番号,漢字,屋号又は合併先特徴者,組織,組織コード,組織前後コード,氏名,漢字,屋号又は合併先特徴者,冠等,冠,法人代表者氏名,所得金額,青色申告控除額,事業専従者給与,海外市場開拓準備金等,事業専従者,事業専従者(人数),事業専従者控除額,非課税所得,差引合計,繰越控除額等,譲渡損失控除額,事業主控除額,合計,課税標準額,本県分課税標準額,課税額,減免税額,差引税額,不動産貸付,家屋,住宅・一戸建,住宅・一戸建以外,非住宅・一戸建,非住宅・一戸建以外,土地,住宅・契約件数,住宅・面積,非住宅・契約件数,合計・契約件数,均衡上,面積,収入金額,不動産貸付・課税対象フラグ,駐車場業,件数,駐車場業・課税対象フラグ,予備4,発付日,納期限,名寄番号,MPN情報,MPNキ一,納付番号,納付番号,予備5,納付区分,予備6,納付区分,確認番号,OCR情報,1,2,取扱可能期限,予備3,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

自動車帳票DB

キ一・課税年度,帳票番号,徴収キ一,登録番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,調定年月日,発付日,納期限,課税相当年度,納付書発付フラグ,減額情報,減額前未納フラグ,減額理由コード,減額発生日,減額額,減額対象フラグ,減額元調定額,未過納額,滞納整理票発付フラグ,未過納額・本税,未過納額・延滞金,徴収担当者コード,滞納件数,調定・過納内訳,本税,滞納繰越額の減額,滞納繰越額の過納額,過年度の過納額,返戻納通,課税情報,随時課税理由コード,課税相当年登録番号,課税相当年文字表示区分,本税,本来年税率,年税率,課税額,完納済フラグ,納付額・合計,名寄番号,納税者番号,納税者,住所コード,郵便番号,住所・漢字,氏名・漢字,予備,編集用エリア,通知書一連番号,減額データ作成区分,証紙フラグ,口座フラグ,証紙減額コード,新規登録年月日,軽課コード,重課コード,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

自動車過誤納DB

過誤納番号,支払通知書番号,年,月,種別コード,歳入歳出区分,連番,自動車徴収情報キ一,登録番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,納税者番号,名寄番号,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,現滞区分,調定年月日,帳票年度,納期限,法定納期限,変更納期限,納通発付日,本税,本来年税率,年税率,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,延滞金,最新確定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,還付加算金,加算予定額,充当額,加算確定額,加算計算額,歳入歳出区分,自動車未納フラグ,法人未納フラグ,徴収未納フラグ,引抜フラグ,還付先指定フラグ,還付加算金確定コード,還付加算金確定入力日,還付保留コード,還付保留入力日,過誤納発生理由,過誤納発生日,減額理由コード,減額発生日,還付額等異動理由コード,還付額等異動発生日,支出決定日,還付処理コード,受任者等コード,支払方法,計算始期日,計算終期日,納税義務者住所コード,住所コード,郵便番号,納税義務者住所,納税義務者氏名,還付先住所コード,住所コード,郵便番号,還付先住所,還付先氏名,口座情報,口座名義区分,還付金振込先金融機関,金融機関コード,支店コード,預金種目コード,口座番号,口座名義人氏名(カナ),ディーラーコード,電話番号,消込保留キ一,年度,表紙県税コード,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,予納フラグ,歳出還付番号,年,県税コード,連番,履歴件数,県外転出フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間,履歴情報,対象収納情報,履歴番号,履歴情報コード,歳入年度,歳入日,納付日,今回還付額,科目区分,金額,徴収履歴番号,予備,充当先情報,履歴番号,履歴情報コード,充当元科目区分,徴収キ一区分,徴収情報キ一,文字表示区分,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,現滞区分,歳入歳出区分,未納フラグ,共有者有無,共有者番号,納期限,充当額,科目区分,金額,充当適状日,充当フラグ,予備

随時課税引継DB

登録番号,課税年度,期別,徴収番号,作成理由コード,滞納者情報有無,処分情報有無,名寄番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

電話番号DB

名寄番号,電話番号,表示電話番号,電話連絡先コード,調査年月日,電話名義人コード,電話質権設定コード,電話他行政機関処分コード,設置場所,滞納処分情報,滞納処分キー,処分番号,処分番号県税コード,処分番号年度,処分番号連番,処分履歴フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

公売処分DB

県税コード,公売実施日,処分番号,処分番号県税コード,処分番号年度,処分番号連番,公売公告番号,県税コード,年度,連番,公売区分,債権申立催告書出力区分,名寄番号,電話番号情報,電話番号,表示電話番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

照会番号DB

照会番号,照会番号県税コード,照会番号年度,照会番号連番,シーケンシャル番号,表示電話番号,電話番号DBキー,名寄番号,電話番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

滞納者情報DB

名寄番号,生年月日,職業,財産調査,取引先金融機関,徴収事案引継先県税コード,コメント有無フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

滞納処分DB

処分番号,処分番号県税コード,処分番号年度,処分番号連番,処分コード,処分財産コード,処分年月日,解除消滅区分,解除消滅年月日,執行機関コード,嘱託庁コード,解除理由コード,延滞金特例コード,公売区分,公売公告年月日,売却決定年月日,債権現在額申立日,処分整理票枚数,処分税額,本税,延滞金,不申告加算金,過少申告加算金,重加算金,名寄番号,電話番号情報,電話番号,表示電話番号,住所コード,市町村コード,予備,郵便番号,住所,漢字,カナ,組織,組織コード,前後コード,氏名,漢字,カナ,破産手続開始日,債権区分,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

滞納処分管理DB

名寄番号,処分番号,処分番号県税コード,処分番号年度,処分番号連番,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

滞納者未納DB

名寄番号,自動車税区分,税目コード,特定番号,調定年度,特定情報,自動車徴収キー情報,課税年度,期別,徴収番号,法人徴収キー情報,事業年度,事業開始年月日,事業終了年月日,調定,調定年月日,順,督促区分,重加算金,不申告加算金,過少申告加算金,延滞金,本税,文字表示区分,県税コード,徴収ランク,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

滞納処分停止DB

処分停止番号,処分停止番号県税コード,処分停止番号年度,処分停止番号連番,停止該当コード,処分停止年月日,処分停止解除年月日,処分停止整理票枚数,処分停止税額,本税,延滞金,不申告加算金,過少申告加算金,重加算金,名寄番号,住所コード,市町村コード,予備,郵便番号,住所,漢字,カナ,組織,組織コード,前後コード,氏名,漢字,カナ,即時欠損対象フラグ,即時欠損確定フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

滞納処分停止管理DB

名寄番号,処分停止番号,処分停止番号県税コード,処分停止番号年度,処分停止番号連番,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

たばこ更正決定予定DB

更正決定予定DB区分,たばこ番号,税目コード,県税コード,連番,課税区分,予備1,営業年月,更正・決定レコード区分,調定年月日,調定順,ヘッダ情報,更正決定予定DB更新フラグ,更正決定予定DB更新有無,仮課税DB存在有無,課税DB更新有無,課税DB加算金のみ調定有無,更正・決定分類コード,不正行為有無,国税基礎フラグ,第2項該当フラグ,更正決定等の理由コード,賦課理由コード,処分期間,始期,終期,更正請求日,当初作成日,最新修正日,マスタ情報,名寄番号,納税者区分,予備,業者区分,特別徴収義務者等区分,業種・業態コード,代表者氏名,組織,組織コード,組織前後コード,氏名(名称),住所,冠,屋号,予備2,減額グループ区分,データ情報,申告区分,申告区分-1,申告区分-2,更正決定等の理由コード,正当な理由フラグ,処分予告フラグ,申告期限フラグ,調定件数フラグ,調定年度,受付年月日,月報年月,調定額,本税,加算金,加算金徴収コード1,加算金徴収コード2,過少申告,通常分計算額,加重分計算額,不申告計算額,重加算額,減額情報,減額対象フラグ,本税残額,加算金,過少申告,通常分残額,加重分残額,不申告残額,重加算額,加算金のみフラグ,減額元情報,減額元調定年月日,減額元調定順,課税取消フラグ,申告内容,申告期限の特例フラグ,還付請求申告フラグ,返還控除不足フラグ,業者区分,課税標準数量,旧3級品以外,旧3級品,税額,旧3級品以外,旧3級品,税額合計額,課税免除本数,旧3級品以外,旧3級品,課税免除税額,旧3級品以外,旧3級品,課税免除税額合計額,返還控除本数,旧3級品以外,旧3級品,返還控除金額,旧3級品以外,旧3級品,返還控除金額合計額,予備2,更正決定予定DB更新フラグ,更正決定予定DB更新有無,仮課税DB存在有無,課税DB更新有無,課税DB加算金のみ調定有無,法定納期限,加算金基礎額,過少申告基礎額,通常分基礎額,加重分基礎額,不申告基礎額,重加算基礎額,重加対象税額,減額元調定年度,不申告加算金,基礎額,5%,15%,計算額,5%,15%,加算金調定件数フラグ,過少分,不申告分,重加分,予備3,更正決定選択対象フラグ,移行データフラグ,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

総合税 過誤納DB

過誤納番号,支払通知書番号,年,月,種別コード,歳入歳出区分,連番,徴収キー区分,徴収情報キー,普通徴収,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,所得年,予備,申告納付入,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,合併・払込,営業年月日等,調定,調定年月日,調定順,法人二税徴収キー,税目コード,法人番号,登録県税コード,連番,一連番号,C・D,事業年度,開始,終了,調定,調定年月日,調定順,名寄番号,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,現滞区分,調定年月日,法定納期限,帳票年度,納期限等,本税,加算金,申告受付日,法人税割,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,均等割,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税本税,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,本税,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税延滞金,最新確定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,延滞金,最新確定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税過少申告加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,過少申告加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税不申告加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税重加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,重加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税還付加算金,加算予定額,加算確定額,充当額,加算額,還付加算金,加算予定額,加算確定額,充当額,加算額,歳入歳出区分,フラグエリア,同一フラグ,合算判定フラグ,あん分フラグ,共有者等有無,自動車未納フラグ,法人未納フラグ,徴収未納フラグ,引抜フラグ,還付先指定フラグ,過誤納合算フラグ,還付加算金確定コード,還付加算金確定入力日,還付保留,還付保留コード,還付保留入力日,過誤納発生理由,減額理由コード,減額発生日,過誤納発生日,還付額等異動理由コード,還付額等異動発生日,共有者番号,支出決定日,還付処理コード,受任者等コード,支払方法,計算始期日,計算終期日,納税義務者住所コード,住所コード,市町村コード,予備1,郵便番号,納税義務者住所,漢字,カナ,納税義務者組織,組織コード,前後コード,納税義務者氏名,漢字,カナ,口座名義人住所コード,住所コード,市町村コード,予備1,郵便番号,口座名義人住所,漢字,カナ,口座名義人組織,組織コード,前後コード,口座名義人氏名,漢字,カナ,口座情報,口座名義区分,還付金振込先金融機関,金融機関コード,支店コード,預金種目コード,口座番号,電話番号,消込保留キー,年度,表紙県税コード,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,予納フラグ,歳出還付番号,年,県税コード,連番,控除額管理DBキー,控除額管理DB区分,法人番号,登録県税,連番,一連番号,C・D,控除区分,事業年度,事業年度開始,事業年度終了,調定,調定年月日,調定順,連番,履歴件数,還付予定処理日,個人事業税他期分判定フラグ,課税集約前県税コード,特別税フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間,履歴情報,対象収納情報,履歴番号,履歴情報コード,歳入年度,歳入日,納付日,今回還付額,科目区分,金額,徴収履歴番号,過誤納発生理由,減額理由コード,減額発生日,過誤納発生日,調定年月日,合算前過誤納番号,除算期間始期,除算期間終期,予備,充当先情報,履歴番号,履歴情報コード,充当元科目区分,徴収キー区分,徴収情報キー,文字表示区分,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,現滞区分,歳入歳出区分,未納フラグ,共有者有無,共有者番号,納期限,充当額,科目区分,金額,充当適状日,充当フラグ,予備

総合税 還付DB

支払通知書番号,年,月,種別コード,歳入歳出区分,連番,徴収キー区分,徴収情報キー,普通徴収,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,所得年,予備,申告納付入,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,合併・払込,営業年月日等,調定,調定年月日,調定順,法人二税徴収キー,税目コード,法人番号,登録県税コード,連番,一連番号,C・D,事業年度,開始,終了,調定,調定年月日,調定順,名寄番号,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,現滞区分,調定年月日,還付年度,納期限等,本税,加算金,特別税本税,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,本税,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,延滞金,最新確定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税過少申告加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,過少申告加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税不申告加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税重加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税重加算金,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,特別税還付加算金,加算予定額,加算確定額,充当額,加算額,還付加算金,加算予定額,加算確定額,充当額,加算額,歳入歳出区分,フラグエリア,同一フラグ,合算判定フラグ,あん分フラグ,共有者等有無,自動車未納フラグ,法人未納フラグ,徴収未納フラグ,引抜フラグ,還付先指定フラグ,還付加算金確定コード,還付加算金確定入力日,還付保留,還付保留コード,還付保留入力日,過誤納発生理由,減額理由コード,減額発生日,過誤納発生日,還付額等異動理由コード,還付額等異動発生日,共有者番号,支出決定日,還付処理コード,受任者等コード,支払方法,計算始期日,計算終期日,納税義務者住所コード,住所コード,市町村コード,予備1,郵便番号,納税義務者住所,漢字,カナ,納税義務者組織,組織コード,前後コード,納税義務者氏名,漢字,カナ,口座名義人住所コード,住所コード,市町村コード,予備2,郵便番号,口座名義人住所,漢字,カナ,口座名義人組織,組織コード,前後コード,口座名義人氏名,漢字,カナ,口座情報,口座名義区分,還付金振込先金融機関,金融機関コード,支店コード,預金種目コード,口座番号,電話番号,消込保留キー,年度,表紙県税コード,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,予納フラグ,歳出還付番号,年,県税コード,連番,控除額管理DBキー,控除額管理DB区分,法人番号,登録県税,連番,一連番号,C・D,控除区分,事業年度,事業年度開始,事業年度終了,調定,調定年月日,調定順,連番,充当有無,訂正依頼フラグ,再発行回数,再発行日,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

総合税 未納検索DB

名寄番号,枝番,徴収キー区分,徴収情報キー,普通徴収,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,所得年,予備,申告納付入,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,合併・払込,営業年月日等,調定,調定年月日,調定順,法人二税徴収キー,税目コード,法人番号,登録県税,番号,連続番号,チェックデジット,事業年度,事業開始年月日,事業終了年月日,調定,調定年月日,調定順,自動車徴収キー,税目コード,登録番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,共有者有無,共有者番号,納期限等,未納額,科目区分,金額,還付保留,還付保留コード,還付保留入力日,過誤納発生理由,減額理由コード,充当適状日,徴収猶予フラグ,処分コード,執行停止フラグ,充当フラグ,滞納整理票発行フラグ,予備,作成年月日,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

軽油引取税 更正決定予定DB

更正決定予定DB区分,税目コード,軽油番号,課税区分,予備1,営業年月,更正・決定レコード区分,調定年月日,調定順,ヘッダ情報,更正決定予定DB更新フラグ,更正決定予定DB更新有無,仮課税DB存在有無,課税DB更新有無,課税DB加算金のみ調定有無,更正・決定分類コード,不正行為有無,国税基礎フラグ,第2項該当フラグ,更正決定等の理由コード,賦課理由コード,処分期間,始期,終期,更正請求日,当初作成日,最新修正日,マスタ情報,名寄番号,納税者区分,予備,業者区分,特別徴収義務者等区分,業種・業態コード,代表者氏名,組織,組織コード,組織前後コード,氏名(名称),住所,冠,屋号,予備3,減額グループ区分,データ情報,申告区分,申告区分1,申告区分2,更正決定等の理由コード,正当な理由フラグ,処分予期フラグ,申告期限フラグ,調定件数フラグ,調定年度,受付年月日,月報年月,調定額本税,加算金,加算金徴収コード1,加算金徴収コード2,過少申告,通常分計算額,加重分計算額,不申告計算額,重加算額,減額情報,減額対象フラグ,本税残額,加算金,過少申告,通常分残額,加重分残額,不申告残額,重加算額,加算金のみフラグ,減額元情報,減額元調定年月日,減額元調定順,課税取消フラグ,納入申告,賦課理由コード,納入数量,法第,輸出,課税済,県外課税分,免税証,軍隊,小計,差引量,欠減量,再差引量,予備4,納付申告,納付申告内容,賦課理由コード,数量,合計,予備4,納入差額,引渡,欠減量,差引量,予備4,納付差額,譲渡,所有,保管,記載,合計,予備4,更正決定予定DB更新フラグ,更正決定予定DB更新有無,仮課税DB存在有無,課税DB更新有無,課税DB加算金のみ調定有無,法定納期限,加算金基礎額,過少申告基礎額,通常分基礎額,加重分基礎額,不申告基礎額,重加算額,重加算対象税額,減額元調定年度,不申告加算金,基礎額,5%,15%,計算額,5%,15%,加算金調定件数フラグ,過少分,不申告分,重加分,予備5,更正決定選択対象フラグ,移行データフラグ,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

不動産取得税帳票DB

県税コード,調定年度,帳票番号,特定番号,税目コード,取得者番号,課税区分,課税年度,予備,徴収番号,枝番,共有者番号,合算番号,予備,名寄番号,隣接区分,データ種類,オンライン調定フラグ,生前取消コード,生前取消猶予区分,取得区分,評価区分,取得原因,土地家屋コード,地目コード,用途コード,構造コード,共有表示,整理,頁,整理番号,隣接,共有,共有頁,共有整理,合算,合算頁,合算整理,共有者人数,合算筆数,持分,共有,共有分母,共有分子,一部,一部分母,一部分子,調定年月日,取得年月日,発行日,納期限,還付申請年月日,台帳価格,面積,住宅部分面積,課税情報,評価額,課税標準額3%,課税標準額4%,算出税額,減額税額,課税額,特例控除,課税標準,コード,額,税額,コード,額,減額情報,現滞区分,滞線件数,減額元調定年度,減額元調定年月日,変更前課税標準額3%,変更前課税標準額4%,変更前税額,減額理由コード,未過納額,滞納整理票発行フラグ,本税未過納額,延滞金未過納額,徴収担当者コード,調定・過納内訳,滞納繰越額の減額,滞納繰越額の過納額,過年度の過納額,納税者,住所コード,市町村コード,予備4,郵便番号,住所,住所漢字,住所カナ,組織,組織コード,組織前後コード,氏名,氏名漢字,氏名カナ,所在地,市町村コード,住所,追徴課税キー,特定番号,税目コード,取得者番号,県税コード,連番,課税区分,課税年度,予備,徴収番号,枝番,入力年月,追徴元納期限,日付不完全フラグ,税率コード,MPN情報,MPNキー,納付番号,納付番号,予備,納付区分,予備,納付区分,確認番号,OCR情報,取扱可能期限,出力順エリア,単数・複数区分,出力順,出力情報,課税明細書枚数,共有のお知らせ枚数,ソート用カナ,予備3,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

不動産仮名寄DB

県税コード,処理年月,連番,仮名寄番号,仮名寄氏名住所,共有者グループ番号,県税コード,処理年月,連番,合算グループ番号,県税コード,処理年月,連番,オンラインプリントフラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

総合税 徴収情報DB

普通徴収,特定番号,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,所得年,予備,申告納付入,特定番号,課税区分,合併・払込,営業年月日等,調定,調定年月日,調定順,名寄番号,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,現滞区分,調定年度,本来調定年月日,納期限,法定納期限,変更納期限,指定納期限,本税,加算金,延長,申告受付日,更正決定通知日,納通発行日,本税,当初調定額,未過納額,延滞金,確定額,未過納額,過少申告加算金,当初調定額,未過納額,不申告加算金,当初調定額,未過納額,重加算金,当初調定額,未過納額,申告期限フラグ,申告期限の特例フラグ,共有者有無,合算有無,マル優区分,繰上徴収フラグ,督促催告停止フラグ,不納欠損停止フラグ,返戻納通,公示納通,還付先指定フラグ,納税貯蓄組合コード,県税コード,組合番号,枝番,分納誓約日,担当者訂正済フラグ,滞納処分履歴位置,執行停止優先履歴位置,履歴件数,予備,作成年月日,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間,履歴情報,調定異動情報,履歴番号,履歴情報コード,履歴情報コード,歳入歳出,連番,延滞金特例位置,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,収納還付情報,履歴番号,履歴情報コード,還付額,本税,延滞金,過少申告,不申告,重,還付額(歳入),本税,延滞金,過少申告,不申告,重,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,過誤納金還付情報,履歴番号,履歴情報コード,還付年度,歳入歳出区分,支出決定日,過誤納発生理由,減額理由コード,過誤納発生日,支払通知書番号,年,月,種別コード,歳入歳出,連番,還付額,本税,延滞金,過少申告,不申告,重,還付処理コード,受任者等コード,充当有無,18年度以前フラグ(個県用),19年度以降フラグ(個県用,予備,削除フラグ,最新更新日,繰越調定情報,履歴番号,履歴情報コード,調定年度,調定年月日,繰越調定額,本税,過少申告,不申告,重,繰越調定異動額,本税,過少申告,不申告,重,18年度以前フラグ(個県用),19年度以降フラグ(個県用,予備,削除フラグ,最新更新日,不納欠損情報,履歴番号,履歴情報コード,欠損年度,不納欠損コード,不納欠損額,本税,延滞金,過少申告,不申告,重,個人県民税エリア,住民税計,あん分率,18年度以前フラグ(個県用),19年度以降フラグ(個県用,予備,削除フラグ,最新更新日,延滞金特例情報,履歴番号,履歴情報コード,作成区分,延滞金特例コード,期間,始期,終期,延長納期限,金額,整理番号,県税コード,年度,連番,停止該当コード,処分コード,収納状況コード,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,督促情報,履歴番号,履歴情報コード,督促発行日,10日経過日,督促額,本税,延滞金,過少申告,不申告,重,返戻督促,公示督促,予備,削除フラグ,最新更新日,滞納処分情報,履歴番号,履歴情報コード,処分コード,処分財産コード,嘱託庁コード,滞納処分年月日,解除年月日,整理番号,県税コード,年度,連番,予備,削除フラグ,最新更新日

日別収納DB

県税コード,処理日,担当者コード,帳票出力順,日別電子収納コード,税目コード,徴収キー区分,徴収情報キー,普通徴収・自動車税徴収,特定番号,税目コード,連番,課税区分,課税年度,期別,キーエリア,普通徴収,特定番号,税目コード,連番,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,所得年,予備,自動車税徴収,特定番号,税目コード,連番,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,予備,申告納付入,特定番号,税目コード,連番,課税区分,合併・払込,営業年月日等,調定,調定年月日,調定順,連番,申告区分,区分1,区分2,収納額,本税,延滞金,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,合計額,参考事業税本税,参考事業税その他,未過納額,本税,延滞金,過少申告加算金,不申告加算金,重加算金,合計額,歳入日,納付日,収納状況日付,収納状況コード,名寄番号,消込現滞フラグ,処分コード,処分番号,県税コード,年度,連番,住所コード,住所,組織,組織コード,組織前後コード,氏名,最新出力日,徴収事案引継フラグ,基幹徴収出力フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【納税者番号使用DB(1,149項目)】

自動車徴収情報DB

登録番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,納税者番号,管轄県税,現県税コード,前県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,現滞区分,調定年月日,納期限,法定納期限,変更納期限,納通発付日,車検有効年月日,新規登録年月日,本税,本来年税率,年税率,当初調定額,未過納額,延滞金,確定額,未過納額,課税時登録番号,課税時文字表示区分,非課税車等コード,月割減額停止フラグ,課税月数,課税開始月,月数,車台番号,車名,使用の本拠,県コード,市区郡コード,町大字コード,所有者コード,納税義務者コード,集合フラグ,軽課コード,重課コード,車種コード,繰上徴収フラグ,督促停止フラグ,催告停止フラグ,不納欠損停止フラグ,滞納整理票発行フラグ,返戻納通,納通公示送達,還付先指定フラグ,分納誓約日,前年度情報,納付日,公示送達,納税通知書,督促状,滞納整理票発行フラグ,滞納処分有無フラグ,担当者訂正済フラグ,更新禁止フラグ,証紙新規転入コード,課税一括保留対象外年度,滞納処分履歴位置,執行停止優先履歴位置,移転履歴位置,証明停止履歴位置,随時課税履歴位置,不納欠損履歴位置,督促履歴位置,口座情報履歴位置,履歴件数,CS用エリア,名寄番号,更新区分,予備,県外転入フラグ,県外転出フラグ,上限適用フラグ,月割減免フラグ,予備,作成年月日,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間,履歴情報,調定異動情報,履歴番号,履歴情報コード,調定年度,調定年月日,繰越異動フラグ,歳入歳出区分,減額理由コード,減額発生日,減額額,予備,削除フラグ,最新更新日,収納情報,履歴番号,履歴情報コード,歳入年度,歳入日,納付日,収納額,本税,延滞金,済通番号,年度,表紙県税,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,収納2履歴位置,収納還付位置,予備,削除フラグ,最新更新日,収納2情報,履歴番号,履歴情報コード,収納状況コード,特例納付日,充当元支払通知書番号,種別コード,歳入歳出,連番,延滞金特例位置,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,収納還付情報,履歴番号,履歴情報コード,還付額,本税,延滞金,還付額(歳入),本税,延滞金,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,過誤納金還付情報,履歴番号,履歴情報コード,還付年度,歳入歳出区分,支出決定日,過誤納発生理由,減額理由コード,過誤納発生日,支払通知書番号,種別コード,歳入歳出,連番,還付額,本税,延滞金,還付処理コード,受任者等コード,充当有無,予備,削除フラグ,最新更新日,繰越調定情報,履歴番号,履歴情報コード,調定年度,調定年月日,繰越調定額,繰越調定異動額,予備,削除フラグ,最新更新日,不納欠損情報,履歴番号,履歴情報コード,欠損年度,不納欠損日,消滅日,不納欠損コード,不納欠損額,本税,延滞金,予備,削除フラグ,最新更新日,延滞金特例情報,履歴番号,履歴情報コード,作成区分,延滞金特例コード,期間,始期,終期,延長納期限,金額,整理番号,県税コード,年度,連番,停止該当コード,処分コード,収納状況コード,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,督促情報,履歴番号,履歴情報コード,督促発付日,10日経過日,督促額,本税,延滞金,車税催告日,返戻督促状,返戻催告状,督促状公示送達,督促発付済フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,滞納処分情報,履歴番号,履歴情報コード,処分コード,処分財産コード,嘱託庁コード,滞納処分年月日,解除年月日,整理番号,県税コード,年度,連番,予備,削除フラグ,最新更新日,移転情報,履歴番号,履歴情報コード,移転年月日,移転後氏名,予備,削除フラグ,最新更新日,証明停止情報,履歴番号,履歴情報コード,整理番号,県税コード,年度,連番,予備,削除フラグ,最新更新日,口座情報,履歴番号,履歴情報コード,口振一時中止,引落不能理由,口座振替,金融機関コード,店舗コード,預金種目,口座番号,口座名義区分,氏名カナ,予備,削除フラグ,最新更新日,随時課税情報,履歴番号,履歴情報コード,随時課税理由コード,本来課税年度,本来課税年登録番号,課税相当年文字表示区分,予備,削除フラグ,最新更新日

自動車帳票DB

キー,課税年度,帳票番号,徴収キー,登録番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,調定年月日,発付日,納期限,課税相当年度,納付書発付フラグ,減額情報,減額前未納フラグ,減額理由コード,減額発生日,減額額,減額対象フラグ,減額元調定額,未過納額,滞納整理票発付フラグ,未過納額・本税,未過納額・延滞金,徴収担当者コード,滞納件数,調定・過納内訳,本税,滞納繰越額の減額,滞納繰越額の過納額,過年度の過納額,返戻納通,課税情報,随時課税理由コード,課税相当年登録番号,支局区分,車種分類番号,カナ文字,一連番号,課税相当年文字表示区分,本税,本来年税率,年税率,課税額,完納済フラグ,納付額・合計,名寄番号,納税者番号,納税者住所コード,県コード,市区郡コード,町大字コード,郵便番号1,郵便番号2,郵便番号21,郵便番号22,住所・漢字,氏名・漢字,予備,編集用エリア,通知書一連番号,減額データ作成区分,証紙フラグ,口座フラグ,証紙減額コード,新規登録年月日,軽課コード,重課コード,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

ディーラーDB

ディーラーコード,納税者番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

住居表示変更DB

住所コード,順,納税者番号,氏名,変更前住所,住所コード,変更後住所,更新フラグ,作成年月日,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

自動車過誤納DB

過誤納番号,支払通知書番号,年,月,種別コード,歳入歳出区分,連番,自動車徴収情報キー,登録番号,支局区分,車種分類番号,カナ文字,一連番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,納税者番号,名寄番号,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,現滞区分,調定年月日,帳票年度,納期限,法定納期限,変更納期限,納通発付日,本税,本来年税率,年税率,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,延滞金,最新確定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,還付加算金,加算予定額,充当額,加算確定額,加算計算額,歳入歳出区分,自動車未納フラグ,法人未納フラグ,徴収未納フラグ,引抜フラグ,還付先指定フラグ,還付加算金確定コード,還付加算金確定入力日,還付保留コード,還付保留入力日,過誤納発生理由,過誤納発生日,減額理由コード,減額発生日,還付額等異動理由コード,還付額等異動発生日,支出決定日,還付処理コード,受任者等コード,支払方法,計算始期日,計算終期日,納税義務者住所コード,住所コード,郵便番号,納税義務者住所,納税義務者氏名,還付先住所コード,住所コード,郵便番号,還付先住所,還付先氏名,口座情報,口座名義区分,還付金振込先金融機関,金融機関コード,支店コード,預金種目コード,口座番号,口座名義人氏名(カナ),ディーラーコード,電話番号,消込保留キー,年度,表紙県税コード,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,予納フラグ,歳出還付番号,年,県税コード,連番,履歴件数,県外転出フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間,履歴情報,対象収納情報,履歴番号,履歴情報コード,歳入年度,歳入日,納付日,今回還付額,科目区分,金額,徴収履歴番号,予備,充当先情報,履歴番号,履歴情報コード,充当元科目区分,徴収キー区分,徴収情報キー,文字表示区分,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,現滞区分,歳入歳出区分,未納フラグ,共有者有無,共有者番号,納期限,充当額,科目区分,金額,充当適日,充当フラグ,予備

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

自動車税 還付DB

支払通知書番号,種別コード,歳入歳出区分,連番,自動車徴収情報キー,登録番号,支局区分,車種分類番号,カナ文字,一連番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,納税者番号,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,現滞区分,調定年月日,還付年度,納期限,法定納期限,変更納期限,納通発付日,本税,本来年税率,年税率,最新調定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,延滞金,最新確定額,収納額,未過納額,還付予定額,充当額,還付確定額,還付加算金計算額,還付加算金,加算予定額,充当額,加算確定額,加算計算額,歳入歳出区分,自動車未納フラグ,法人未納フラグ,徴収未納フラグ,引抜フラグ,還付先指定フラグ,還付加算金確定コード,還付加算金確定入力日,還付保留コード,還付保留入力日,過誤納発理由,過誤納発生日,減額理由コード,減額発生日,還付額等異動理由コード,還付額等異動発生日,支出決定日,還付処理コード,受任者等コード,支払方法,計算始期日,計算終期日,納税義務者住所コード,住所コード,郵便番号,納税義務者住所,納税義務者氏名,還付先住所コード,住所コード,郵便番号,還付先住所,還付先氏名,口座情報,口座名義区分,還付金振込先金融機関,金融機関コード,支店コード,預金種目コード,口座番号,口座名義人氏名(カナ),電話番号,消込保留キー,年度,表紙県税コード,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,予納フラグ,歳出還付番号,年,県税コード,連番,充当有無,訂正依頼フラグ,再発行回数,再発行日,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

納税者口座DB

納税者番号,納税用口座情報,口座名義区分,口座,金融機関コード,支店コード,種目コード,口座番号,申請日,口座振替停止(解約),氏名,カナ,還付用口座情報,口座名義区分,口座,金融機関コード,支店コード,種目コード,口座番号,申請日,氏名,カナ,整理番号,課税なし回数,削除理由コード,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

口座検索DB

口座情報,金融機関コード,支店コード,種目コード,口座番号,納税者番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

自動車未納検索DB

納税者番号,枝番,徴収キー区分,徴収情報キー,普通徴収,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,課税年度,期別,徴収番号,所得年,予備,申告納付入,特定番号,税目コード,一連番号,課税区分,合併・払込,営業年月日等,日・利子種類,調定,調定年月日,調定順,法人二税徴収キー,税目コード,法人番号,登録県税番号,連続番号,チェックデジット,事業年度,事業開始年月日,事業終了年月日,調定,調定年月日,調定順,自動車徴収キー,登録番号,支局区分,車種分類番号,カナ文字,一連番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,申告区分,区分1,区分2,課税年度,共有者有無,共有者番号,納期限等,未納額,科目区分,金額,充当適状日,徴収猶予フラグ,処分コード,執行停止フラグ,充当フラグ,滞納整理票発行フラグ,過誤納番号,予備,作成年月日,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

納税者番号管理DB

徴収情報キー,登録番号,課税年度,期別,徴収番号,登録DBキー,登録番号2,予備,納税者番号,文字表示区分,キー情報,作成年月日,作成理由コード,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

納税者徴収キー管理DB

納税者番号,徴収情報キー,登録番号,課税年度,期別,徴収番号,登録DBキー,登録番号2,予備,文字表示区分,口座振替中止区分,キー情報,作成年月日,作成理由コード,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

納税者DB

納税者番号,郵便番号,住所コード,住所,漢字,氏名,カナ,漢字,電話番号,生年月日,ディーラーコード,入力県税,職員番号,変更理由コード,口座有無,集合対象フラグ,OSSフラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

納税者番号検索DB

名寄漢字氏名住所,納税者番号,キー情報,作成年月日,作成理由コード,最新マッチ年月日,削除情報,削除年月日,削除理由コード,予備,最新更新時間

納税者名寄せキー管理DB

納税者番号,名寄漢字氏名住所,キー情報,作成年月日,作成理由コード,削除年月日,削除理由コード,入力県税,併合フラグ,予備,最新更新日,最新更新時間

自動車税送付先DB

納税者番号,郵便番号,住所コード,住所,漢字,氏名,カナ,漢字,入力県税,職員番号,変更理由コード,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

証紙徴収情報DB

登録番号,課税年度,期別,徴収番号,文字表示区分,納税者番号,管轄県税,現県税コード,前県税コード,担当者,県税コード,担当者コード,現滞区分,調定年月日,納期限,法定納期限,変更納期限,納通発付日,車検有効年月日,新規登録年月日,本税,本来年税率,年税率,当初調定額,未過納額,延滞金,確定額,未過納額,課税時登録番号,課税時文字表示区分,非課税車等コード,月割減額停止フラグ,課税月数,課税開始月,月数,車台番号,車名,使用の本拠,県コード,市区郡コード,町大字コード,所有者コード,納税義務者コード,集合フラグ,軽課コード,重課コード,車種コード,線上徴収フラグ,督促停止フラグ,催告停止フラグ,不納欠損停止フラグ,滞納整理票発行フラグ,返戻納通,納通公示送達,還付先指定フラグ,分納誓約日,前年度情報,納付日,公示送達,納税通知書,督促状,滞納整理票発行フラグ,滞納処分有無フラグ,担当者訂正済フラグ,更新禁止フラグ,証紙新規転入コード,課税一括保留対象外年度,滞納処分履歴位置,執行停止優先履歴位置,移転履歴位置,証明停止履歴位置,随時課税履歴位置,不納欠損履歴位置,督促履歴位置,口座情報履歴位置,履歴件数,CS用エリア,名寄番号,更新区分,予備,県外転入フラグ,県外転出フラグ,上限適用フラグ,月割減免フラグ,予備,作成年月日,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間,履歴情報,調定異動情報,履歴番号,履歴情報コード,調定年度,調定年月日,繰越異動フラグ,歳入歳出区分,減額理由コード,減額発生日,減額額,予備,削除フラグ,最新更新日,収納情報,履歴番号,履歴情報コード,歳入年度,歳入日,納付日,収納額,本税,延滞金,済通番号,年度,表紙県税,分冊区分,分冊番号,整理番号,分割番号,収納2履歴位置,収納還付位置,予備,削除フラグ,最新更新日,収納2情報,履歴番号,履歴情報コード,収納状況コード,特例納付日,充当元支払通知書番号,種別コード,歳入歳出,連番,延滞金特例位置,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,収納還付情報,履歴番号,履歴情報コード,還付額,本税,延滞金,還付額(歳入),本税,延滞金,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,過誤納金還付情報,履歴番号,履歴情報コード,還付年度,歳入歳出区分,支出決定日,過誤納発生日,減額理由コード,過誤納発生日,支払通知書番号,種別コード,歳入歳出,連番,還付額,本税,延滞金,還付処理コード,受任者等コード,充当有無,予備,削除フラグ,最新更新日,繰越調定情報,履歴番号,履歴情報コード,調定年度,調定年月日,繰越調定額,繰越調定異動額,予備,削除フラグ,最新更新日,不納欠損情報,履歴番号,履歴情報コード,欠損年度,不納欠損日,消滅日,不納欠損コード,不納欠損額,本税,延滞金,予備,削除フラグ,最新更新日,延滞金特例情報,履歴番号,履歴情報コード,作成区分,延滞金特例コード,期間,始期,終期,延長納期限,金額,整理番号,県税コード,年度,連番,停止該当コード,処分コード,収納状況コード,収納履歴位置,予備,削除フラグ,最新更新日,督促情報,履歴番号,履歴情報コード,督促発付日,10日経過日,督促額,本税,延滞金,車税催告日,返戻督促状,返戻催告状,督促状公示送達,督促発付済フラグ,予備,削除フラグ,最新更新日,滞納処分情報,履歴番号,履歴情報コード,処分コード,処分財産コード,嘱託庁コード,滞納処分年月日,解除年月日,整理番号,県税コード,年度,連番,予備,削除フラグ,最新更新日,移転情報,履歴番号,履歴情報コード,移転年月日,移転後氏名,予備,削除フラグ,最新更新日,証明停止情報,履歴番号,履歴情報コード,整理番号,県税コード,年度,連番,予備,削除フラグ,最新更新日,口座情報,履歴番号,履歴情報コード,口振一時中止,引落不能理由,口座振替,金融機関コード,店舗コード,預金種目,口座番号,口座名義区分,氏名カナ,予備,削除フラグ,最新更新日,随時課税情報,履歴番号,履歴情報コード,随時課税理由コード,本来課税年度,本来課税年登録番号,課税相当年文字表示区分,予備,削除フラグ,最新更新日

集合納税者情報DB

集合番号,納税者番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

【手帳番号使用DB(159項目)】

162条減免コメントDB

手帳種類コード,手帳番号,コメント内容,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

162条減免DB

手帳種類コード,手帳番号,運転者コード,所有者コード,所有者特例フラグ,入力県税コード,連絡先電話番号,承認判定,納税者,住所コード,郵便番号,住所,氏名,障害者,氏名,生年月日,性別コード,納税者との続柄,交付年月日,障害名コード,障害等級コード,障害等級の詳細コード,注意フラグ,通院医療費受給者証の有無,使用目的コード,運転者,氏名,障害者との続柄,免許条件,免許条件コード,免許条件文,仮減免エリア,登録番号,文字表示区分,減免額,証紙フラグ,自動車税額,自動車取得税額,申請年月,上限適用フラグ,減免履歴,年度,登録番号,支局区分,車種分類番号,カナ文字,一連番号,文字表示区分,減免年月日,減免状況コード,減免対象外日,減免額,証紙フラグ,自動車税額,自動車取得税額,上限適用フラグ,総合等級コード,施設入所者フラグ,買替特例データエリア,登録番号,支局区分,車種分類番号,カナ文字,一連番号,文字表示区分,減免額,証紙フラグ,自動車税額,自動車取得税額,申請年月日,廃車期限,軽自動車フラグ,月割仮減免エリア,登録番号,文字表示区分,減免額,証紙フラグ,自動車税額,申請年月日,入力日,上限適用フラグ,課税年度,期別,徴収番号,予備,編集用エリア,運転者コード,連番,発付日,県業務種別コード,申請年月日,納税義務者コード,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

照会回答DB

年度,登録番号,文字表示区分,手帳種類コード,手帳番号,県・指定都市コード,整理番号,回答はがき提出,判定内容,判定結果,照会はがき入力区分,更新番号,入力順,入力日,納税者氏名,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

162条氏名検索DB

障害者氏名,手帳種類コード,手帳番号,県・指定都市コード,整理番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

162条登録番号検索DB

登録番号,手帳種類コード,手帳番号,県・指定都市コード,整理番号,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

照会回答積上DB

手帳種類コード,手帳番号,県・指定都市コード,整理番号,年度,登録番号,文字表示区分,回答はがき提出,判定内容,判定結果,納税者氏名,納税者住所,運転者コード,所有者コード,更新番号,入力順,入力日,予備,削除フラグ,最新更新日,最新更新時間

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税電算総合システムデータベース	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申告等を受け付ける際に、対象者以外の情報が記載されていないことを確認する。 ・承認・決裁等の際に対象者以外の情報が取得されていないことを担当係長・所属長が確認する。 ・国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて国税庁及び他都道府県のみと繋がっており、国税庁及び他都道府県から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁または他都道府県が群馬県を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御される。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの申告等により情報取得する場合、法令で定められた申告書等の書面様式を使用し、必要な情報のみ取得する。 ・申告等を受け付ける際に、必要以外の情報が記載されていないことを確認する。 ・承認・決裁等の際に必要な以外の情報が取得されていないことを担当係長・所属長が確認する。 ・国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁または他都道府県が群馬県を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御されるとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御される。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人からの申告等により情報取得する場合、法令で定められた申告書等の書面様式を使用し、必要な情報のみ取得する事務処理とする。 ・国税連携データ(eLTAX)から情報取得する場合、特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する場合は、個人番号カード又は通知カード及び身分証明書等の提示を受けて本人であることを確認する。 ・代理人から入手する場合は、委任状等により代理権の確認を行うとともに、代理人の個人番号カード又は身分証明書等により代理人の身元確認を行う。なお、代理人が税理士である場合においては、税務代理権限証書により代理権の確認を行うとともに、税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する場合は、提示された個人番号カード又は通知カード及び身分証明書等と申告書等に記載された個人番号及び基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)とを照合し、真正性を確認する。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。 ・代理人から入手する場合は、本人の個人番号の真正性確認のため、代理人から、個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)等の提示を受ける。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務署、県庁内所属、市町村等から得たデータを突合し、正確性を確認する。 ・必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面の場合は、本人(又は代理人)から直接受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明示して、当該所在地あてに送付していただく。 ・事務所間等の移送の場合は、通送又は職員が持参する方法とし、施錠可能なケース等に入れて運搬し、紛失を防止する。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合は、国税庁から地方税ポータルセンター(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行う。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、LGWANを利用するとともに、暗号化通信を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>媒体連携を行う際の紛失や盗難等のリスクに対し、以下の安全対策措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・媒体連携は、複数の職員で対応する。 ・使用する媒体は専用の媒体とし、パスワードロックや暗号化等セキュリティ機能付き媒体を使用する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	番号連携サーバーでは、事務に関係のない情報にアクセスできないよう制御を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システムでは、税務業務に必要な情報以外保持しない。 ・県税電算総合システムでは、個人番号を必要限度で税情報に紐付けを行う。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システムでは、業務担当者にIDとパスワードを発行し、許可された業務範囲のみ操作権限を与えている。 ・県税電算総合システムでは、セキュリティ実施手順を定めて、セキュリティ確保のためのルールを定めている。 ・県税電算総合システムでは、一定の時間を経過した場合に個人番号の表示画面を、自動クローズする機能を設ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	特定個人情報が保管される県税電算総合システムにおいては、特定個人情報にアクセスするには、IDとパスワードの入力が必要である。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>1 ユーザーID・パスワードの発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属及び業務ごとにアクセス権限を管理している。 ・IDパスワードの発行は、人事異動情報に基づいて税務課が一元的に管理している。 <p>2 ユーザーIDの失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事異動情報に基づいて、異動・退職があった場合、税務課が一元的に失効管理している。

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは、定期的に変更している。 ・人事異動情報に基づく権限割当の変更及び不要なユーザーIDの削除を行い、権限一覧を作成して権限割当ての適正性を確認している。 	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	県税電算総合システムにおいて、特定個人情報にアクセスした場合、記録(アクセスログ)が保存される。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システムでは、セキュリティ実施手順を定めて、業務外、無断の情報持ち出しを禁止するルールを定めており、職員に対しては研修等で周知徹底を図り、遵守させている。 ・委託先については、委託契約書にてデータ管理に関する実施細目及び個人情報取扱特記事項を併せて締結しており、業務外の使用を禁止している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルへは、県税電算総合システムからのみアクセスする事が出来る。 ・県税電算総合システムでは、特定個人情報ファイルを出力する機能は無い。 ・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。 ・委託先については、バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定している。 ・委託先については、委託契約書にてデータ管理に関する実施細目及び個人情報取扱特記事項を併せて締結しており、県の承諾なしに複写又は複製することを禁止している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先から業務担当表及び業務組織体制表を提出させて、管理責任体制を確認する。 ・月例の委託業務の定例報告会により、業務の推進状況に問題がないかを確認する。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	県税電算総合システムセキュリティ実施手順に委託先担当者の担当範囲を明記し、担当範囲外の情報については、無断で閲覧しないよう徹底する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業ごとに記録を残し、責任者が承認する。 ・作業記録は、2年保管する。 ・県税電算総合システムにおいて、特定個人情報にアクセスした場合、記録(アクセスログ)が保存される。 	

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システム保守運用業務委託契約において、「個人情報取扱特記事項」を定め、許可なく他者に情報提供しないこととする。他者への情報提供に当たっては、県税電算総合システムセキュリティ実施手順に手順を定める。 ・ルール遵守を確認するために、同契約条項に委託先の個人情報の取扱状況について立入り検査できることを定める。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システム保守運用業務委託契約により、委託元から委託先に提供された情報の守秘義務を定める。 ・ルール遵守を確認するために、同契約条項に委託先の個人情報の取扱状況について立入り検査できることを定める。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システム保守運用業務委託契約において、「データ管理に関する実施細目」を定め、データを使用不可能な状態にして処分することを定める。 ・ルール遵守を確認するために同契約条項により委託先データの保管・処理状況を調査・勧告できることとする。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	県税電算総合システム保守運用業務委託契約において、「個人情報取扱特記事項」により秘密保持等適正管理に係る事項を特別に定める。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、再委託してはならないこと、ただし、あらかじめ県に書面により申請し承諾を得た場合はこの限りではないことを明記する。</p> <p>再委託を行う場合は、委託先から「再委託承諾願」を提出させ、以下の条件を付して再委託を承諾する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先にも受託者と同等のセキュリティ対策、個人情報保護、守秘義務を負わせること ・再委託先が個人情報の保護(プライバシーマーク付与相当)または情報セキュリティ(ISMS認証取得相当)に関して外部機関から受けている認証の範囲内に限り再委託すること ・再委託契約の内容を変更する場合には、事前に県と協議すること 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託先のデータセンターと県税ネットワークとの間において閉域網のVPN回線を使用しているものの、通信盗聴をされた場合、情報漏えいの危険性があるため、回線の暗号化を行う。 ・委託先における特定個人情報の取扱の状況を確認するため、委託契約書に定められている立入り検査を実施する。 		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御される。</p>	

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><県税電算総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報入手する場合、所属長の決裁を得る。 ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 <p><番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会が行えるよう制御を行う。 ・操作ログを記録することで、不適切な利用を抑制する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><県税電算総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報入手する場合の安全性が確保された手順を定めている。 ・県税電算総合システムからは直接情報提供ネットワークシステムにアクセスすることができず、番号連携サーバーによって中間サーバーを経由する仕様であるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 <p><番号連携サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと番号連携サーバー間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術により通信を暗号化することで安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><県税電算総合システムの運用における措置> 情報提供ネットワークシステムで得た情報を、県税電算総合システムや申告書等の情報と突合し、真正性・正確性の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><番号連携サーバーにおける措置> ・中間サーバーから県税電算総合システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の変更は行わないことで、県税電算総合システムが入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p><番号連携サーバーにおける措置> ・中間サーバーと番号連携サーバー間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、VPN等の技術により通信を暗号化することで安全性を確保する。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法 with 提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><県税電算総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、ICカード認証と生体認証による入室管理を行い、監視カメラによる監視を行っている。また、耐震措置及び防火設備が整っている。 ・サーバー機器等のラックは、耐震措置が行われており、施錠管理されている。 ・サーバー機器等に係る非常用電源・発電機も備え付けがある。 ・県税電算総合システムデータのバックアップファイルをサーバー設置場所とは別の場所に保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><県税電算総合システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税電算総合システムへログインするには、毎日変更されるパスワードを入力する必要がある。 ・県税電算総合システムデータを変更処理するには、個人ごとに割り当てられたユーザーIDとパスワードを入力する必要がある。 ・県税電算総合システムサーバーには、ウイルス対策ソフトが導入されており、ウイルスパターンファイルが自動更新され、毎日24時間の監視が行われている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する者の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人と同様の安全管理措置がなされている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	賦課徴収事務を行う際に、必要に応じて本人確認等を行い、新しい情報に更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	賦課徴収業務に必要ななくなった個人情報は定期的に県税電算総合システムからデータ削除している。紙媒体の情報については、文書管理規程により保存期間を経過したものについては、復元できないように消去処分している。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
サーバー、端末機器等を廃棄処分する場合、データ消去するとともに、ハードディスク部分を物理的に破壊し、復元できないようにしている。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><県税電算総合システムの運用における措置> 年に1回、物理的なセキュリティの確保、帳票、記録媒体、規定等の適切な管理、障害発生時の対応手順の整理など自己点検を行い、特定個人情報が適切に取り扱われていることを確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><県税電算総合システムの運用における措置> 次の観点で内部監査を年1回行う。 ・評価書記載内容どおりに運用されているか。 ・個人情報保護に関する体制整備がなされているか。 ・個人情報保護に関する職員の役割責任が明確化されているか。 ・個人情報保護に関する職員の意識向上・維持が図られているか。 ・個人情報保護に関する技術的措置の改善が図られているか。 監査の結果に基づき、改善計画を作成し、実行していく。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査を実施している。また、地方税ポータルセンター(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><県税電算総合システムの運用における措置> ・職員に対しては、研修に個人情報保護に関する内容を盛り込み意識向上・維持を図る。 ・税務所属の係長、所属長に対しては、各種会議において個人情報保護の意識向上・維持を図るよう随時啓発する。 ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 ・委託先に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項とともに、秘密保持契約内容及び損害賠償責任を盛り込む。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 ・群馬県総務部税務課企画調整係(電話番号 027-226-2192) ・群馬県生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係(電話番号 027-226-2270)
②請求方法	群馬県個人情報保護法施行条例施行規則に規定された、開示請求書、訂正請求書、利用停止請求書に必要事項を記入し、本人であることを証明する書類を持参の上、①の請求先に提出する。
特記事項	③の手数料等については減免の制度あり。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	群馬県総務部税務課企画調整係 所在地: 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1-1 電話番号: 027-226-2192
②対応方法	・問合せ受付時に、対応記録を残す。 ・受付けた内容について、課内で共有するとともに、必要に応じて関係所属と連携して対応する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年12月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	群馬県の県民意見提出制度により、評価書案に対する意見募集を以下の方法で公表し、郵送、FAX、電子メール等の手段により県民からの意見を受け付ける。 (公表方法) ・県ホームページへの掲載 ・県民センター、各行政県税事務所及び税務課における閲覧及び配布
②実施日・期間	令和2年5月8日(金)～令和2年6月8日(月)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年10月12日
②方法	群馬県個人情報保護審議会への諮問による
③結果	<p>評価書案については、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合したものと認められた。また、評価書案の内容については、指針に定める評価の目的等に照らし、概ね妥当なものと認められた。</p> <p>なお、本人の代理人から個人番号を入手する場合に、当該代理人に係る個人番号カード等により本人の個人番号の真正性を確認することは不適切であり、本人に係る個人番号カード等の本人の番号確認書類の提示を受けること等により確認するといった、番号法その他の関係法令等に則った適切な措置の内容を具体的に記載すべきであるとの指摘があったため、入手の際の本人確認の措置の欄及び個人番号の真正性確認の措置の欄の修正を行った。</p> <p>次に、委託先における特定個人情報の取扱状況を把握するため委託契約において定められた委託先に対して立入検査ができる旨の規定に基づき、当該立入検査を実施することを記載すべきとの指摘があったため、特定個人情報の取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置に、その旨追記した。</p> <p>また、特定された種々のリスクに対しては、特定個人情報を取り扱う従業者等における特定個人情報の保護に関わる意識の高揚やモラルの確保が欠かせないと考えられることから、これらの者に対する教育・啓発を今後も継続的に実施し、かつ、充実した内容とするよう努めることが要望された。</p> <p>さらに、最近では、サイバー犯罪の増加や情報システム障害の発生、さらにはコンピュータウイルス等による個人情報の流出が連日のように問題となっており、特定個人情報もこのような事故による流出の危険性を完全に除去することはできず、昨今の情報通信技術の進歩の速さを踏まえると、必要な措置を継続的に検討し適切な見直しを適宜行うことが重要であるため、今後も引き続き特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置の継続的な検討に努めることが要望された。</p>
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I-5-②所属長の役職名	高橋守	課長	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和2年12月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	自動車取得税、軽油引取税、自動車税	(削除)、軽油引取税、自動車税(種別割、環境性能割)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和2年12月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和2年12月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という) 第九条第一項 別表第一 十六及び八十九の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第十六条及び第六十四条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という) 第九条第一項 別表第一 十六 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第十六条	事後	法令の改正による修正
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 権利利益に影響を与え得る決定	自動車税・自動車取得税	自動車税(種別割、環境性能割)	事後	法令の改正による修正
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ⑥委託先名	株式会社 ジーシーシー(平成27年度における委託先)	株式会社 ジーシーシー(令和2年度における委託先)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第十九条第八号及び第十二号	番号法第十九条第九号及び第十三号	事後	法令の改正による修正
令和2年12月10日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 不動産仮名寄DB	(略)連番、予備(略)	(略)連番、オンラインプリントフラグ、予備(略)	事後	重要な変更にあたらぬ変更 (※が付された項目以外の変更のため)
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	・代理人から入手する場合は、委任状等の代理権を明らかにした書類、代理人を特定できる書類、個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)等の提示を受けること等により、代理人による本人確認を行う。	・代理人から入手する場合は、委任状等により代理権の確認を行うとともに、代理人の個人番号カード又は身分証明書等により代理人の身元確認を行う。なお、代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書により代理権の確認を行うとともに、税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により代理人の身元確認を行う。	事後	群馬県個人情報保護審議会からの答申に基づく変更
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク3: 入手した特定個人情報が入手の際の本人確認の措置の内容	・代理人から入手する場合は、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合には、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。	・代理人から入手する場合は、本人の個人番号の真正性確認のため、代理人から、個人番号カード等の本人の個人番号・氏名等が記載された書類(写し)等の提示を受ける。また、必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)で真正性の確認を行う。	事後	群馬県個人情報保護審議会からの答申に基づく変更
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他リスク及びその他リスクに対する措置	—	・委託先における特定個人情報の取扱いの状況を確認するため、委託契約書に定められている立入り検査を実施する。	事後	群馬県個人情報保護審議会からの答申に基づく変更
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) 特定個人情報の提供・移転の記録	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	番号法施行令第23条	番号法施行令第22条	事後	法令の改正による修正
令和2年12月10日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	法令の改正による修正
令和2年12月10日	Ⅳその他のリスク対策	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	団体名変更による変更
令和2年12月10日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	生活文化スポーツ部県民センター情報関係係	生活こども部県民活動支援・広聴課情報関係係	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和3年9月1日	Ⅰ基本情報 6. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第十九条第七号	・番号法第十九条第八号	事後	法令の改正による修正
令和3年9月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第14号	番号法別表第2及び第19条第15号	事後	法令の改正による修正
令和5年3月23日	Ⅰ基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下番号法という) 第九条第一項 別表第一 十六	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第九条第一項 別表第一 十六	事後	重要な変更当たらない変更(脱字の修正)
令和5年3月23日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] その他()	[○] その他(口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	重要な変更当たらない変更(リスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年3月23日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 箇所について ①入手先	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、デジタル庁)	事後	重要な変更当たらない変更(リスクを相当程度変動させるものではない変更)
令和5年3月23日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第十九条第九号及び第十三号	番号法第十九条第十号	事後	法令の改正による修正
令和5年3月23日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本県に国税連携により提供されたが、本県に課税権がない所得税申告者	本県に国税連携システムにより提供されたが、本県に課税権がない所得税申告者	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和5年3月23日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出できないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から入手する場合は、提示された個人番号カードまたは通知カード及び身分証明書等と申告書等に記載された個人番号及び基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)とを照合し、真正性を確認する。	・本人から入手する場合は、提示された個人番号カード又は通知カード及び身分証明書等と申告書等に記載された個人番号及び基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)とを照合し、真正性を確認する。	事後	重要な変更当たらない変更(※が付された項目以外の変更のため)
令和5年3月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール順守の確認方法	国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第9号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第10号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。その際には、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	事後	法令の改正による修正
令和5年3月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	法令の改正による修正
令和5年3月23日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク3 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	法令の改正による修正
令和5年11月22日	V開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-②請求方法	群馬県個人情報保護条例施行規則	群馬県個人情報保護法施行条例施行規則	事後	個人情報保護法の改正による修正